

## 群馬県立県民健康科学大学大学院聴講生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学大学院学則（以下「学則」という。）第37条の規定に基づき、聴講生について必要な事項を定める。

### (資格)

第2条 聽講生として授業科目の一部を聴講できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学則第15条に規定する入学資格がある者
- (2) その他本大学院において、前項と同等であると認めた者

### (聴講の始期)

第3条 聴講生の聴講開始時期は、学年又はセメスターの始めとする。

### (出願手続)

第4条 聴講生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 聴講願
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又はそれに代わるもの
- (4) その他必要と認められる書類

2 聴講生の出願期間は、別に定める。

### (聴講許可)

第5条 聴講の許可は、当該授業科目の授業に支障のないときに限り、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

### (聴講料)

第6条 聴講を許可された者は、所定の期日までに群馬県立県民健康科学大学条例（平成16年群馬県条例第64号）第7条に定める聴講料を納めなければならない。

2 既納の聴講料は、原則として返還しない。

### (期間)

第7条 聴講の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、その期間を延長することができる。

2 前項のただし書きにより、聴講の期間を延長しようとする場合は、研究科委員会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

### (試験の不実施)

第8条 聴講生に対しては、試験は行わない。

### (許可の取消)

第9条 学長は聴講生がこの規程に違反したとき、又は疾病その他の事由により聴講科目を履修する見込みはなくなったときは、聴講の許可を取り消すことができる。

### (準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、聴講生について準用する。

## 附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。